

## 合理的配慮[音声拡張器(コミュニケーション)、筆談ボードなど]の提供を支援する 助成制度をご存知ですか?

町では、障がいを理由とする差別の解消を推進する法律に基づき、事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な合理的配慮の提供を支援するための費用の全部または一部を助成します。

※事前の申請が必要ですので下記の問合せ先までご相談ください。

対象 ①障がい者の利用が見込まれる町内の飲食店、小売店、病院などの事業者

②自治会

区分	助成対象例	助成率	助成限度額
コミュニケーション ツール作成費	点字メニュー、音声コードを用いたパンフレットなどの作成に係る経費	10/10	5万円
物品購入費	音声拡張器(コミュニケーション)、筆談ボード、車椅子、折りたたみ式スロープ、車椅子昇降機、ルーペ、杖ホルダー、滑り止めマットなどの物品の購入に係る経費	10/10	10万円
工事施工費	簡易スロープ、手すりの設置などの工事の施工に係る経費	5/10	10万円

例：飲食店での点字メニューの作成費用(助成限度額5万円)

自治会集会所出入口への簡易スロープの施工費用(助成限度額10万円)

問合せ先 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136 FAX492-8030



▲音声拡張器(コミュニケーション) ▲筆談ボード

## いなみっこ広場からのお知らせ

### ●0歳児の会

親子でふれあい遊びを楽しみながら、助産師・保健師・管理栄養士・子育て支援員を交えた座談会を開催します。参加される保護者同士の交流も持っていただけます。 ※申込不要

【と き】 12月2日(木)10:00~11:30

【対象】 稲美町在住の0歳児(令和2年4月2日生まれ~)と保護者

### ●1歳児の会

①【内容】 親子ふれあい遊びや保健師・管理栄養士・子育て支援員を交えた座談会 ※申込不要

【と き】 11月25日(木)10:00~11:30

【対象】 稲美町在住の1歳児(平成31年4月2日~令和2年4月1日生まれ)と保護者

②【内容】 クリスマス制作 ※要申込

【と き】 12月9日(木)10:00~11:30

【対象】 稲美町在住の1歳児(平成31年4月2日~令和2年4月1日生まれ)と保護者

【定員】 10組

### ●子育て相談

公認心理師・臨床心理士に子育て相談をしていただけます。1人1時間(希望者は託児可)。 ※要申込

【と き】 12月21日(火) ①10:00~11:00  
②11:00~12:00 ③13:00~14:00 ④14:00~15:00

【対象】 稲美町在住の子育てについて悩みをお持ちの人

【定員】 4人

### ●ツインズ(多胎児の会)

多胎児を育児中の保護者が、日常の育児や工夫していることなどを話し合っています。 ※申込不要

【と き】 12月3日(金)10:00~11:30

【対象】 稲美町在住の多胎児の保護者(子ども同伴可)・多胎児を妊娠中の入

### ●遊びの会

英語の歌やゲームを通して親子で英語あそびを楽しみましょう! ※要申込

【と き】 12月18日(土)10:00~11:00

【対象】 稲美町在住の3歳児~就学前児童(平成27年4月2日~30年4月1日生まれ)と保護者

【定員】 10組

### ●申し込みについて

※申し込みが必要な事業の受付はすべて11月16日(火)9:00からです。

申込書に①事業名②保護者氏名③子どもの氏名(漢字・ふりがな)④子どもの生年月日⑤住所⑥電話番号を記入し、いなみっこ広場の窓口またはメール、FAXにてお申し込みください。申込書はいなみっこ広場窓口または町ホームページからダウンロードできます。

定員になり次第締め切ります。

【問合せ先】 いなみっこ広場  
☎497-7100 FAX497-7130  
メール inamikko@town.hyogo-inami.lg.jp



オレンジリボン



## 11月は「児童虐待防止推進月間」です!

「189(いちはやく) 「だれか」じゃなくて「あなた」から」

### ●もしやと思ったら...

虐待を受けていると思われる児童を見聞きした時は、下記の虐待相談窓口に知らせてください。

#### Q 虐待かどうかわからないけれど...

A 虐待を受けていると思われる児童を発見したら、子どもの命を守るため、ためらわずに相談窓口知らせてください。通報者の名前を相手方に話すことは、いっさいありません。

#### Q 普段の様子からは虐待だとは思えないが、しばらく様子を見てもいいの?

A 児童虐待は、日々の子育ての延長線上にあり、状況によって誰にでも起こり得るものです。子どもや保護者の様子に「不自然さ」を感じたら、相談窓口知らせてください。

#### Q 親子を支援する手だてはあるの?

A 子育てに負担感や不安のある家庭には、周りに支援者がいない場合が多く、相談・支援機関の専門職員などがサポートします。子育てを地域で支える活動が必要です。

#### Q さまざまな事情で家族と一緒に暮らすことができない子どもへの支援は?

A 支援の一つに里親制度があります。子どもを家庭に迎え入れ、育ててくださる人を里親といいます。長期の養育だけでなく、週末や正月、夏休みなどに数日から1週間ほど預かる「週末里親」、「季節里親」もあります。

### 虐待相談窓口

- ・役場こども課 ☎492-9155 月~金曜日 8:30~17:15
- ・中央こども家庭センター ☎078-923-9966 月~金曜日 9:00~17:00
- ・児童虐待防止24時間ホットライン ☎078-921-9119 24時間365日受付
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく) 24時間365日受付



### ●育児のこと、ひとりで抱えこまないで...

#### Q 子どもを預かってくれる人がなくて困ったら?

A 次のようなサービスがあります。

#### ・エンゼルヘルパー派遣(家事援助・子守り)

保護者が出産や病気、冠婚葬祭などで家事や育児ができない家庭にヘルパーを派遣し、家事やお子さんのお世話などを支援します(対象は、小学校3年生以下の子どもがいる家庭)。1回の派遣につき3時間まで。週3回まで派遣可能。事前申し込みが必要です。利用料の一部を町が負担します。

#### ・保育所一時預かり

身近な町内の保育所でお子さんをお預かりして保育します。保育所への事前申し込みが必要です。  
パンビ第一保育園 ☎492-0304 パンビ第二保育園 ☎492-4140 母里保育園 ☎495-2343  
加古保育園 ☎492-4810 いなみ虹保育園 ☎490-6681

#### ・子育て家庭ショートステイ

家庭での養育が困難になったお子さんを一定期間福祉施設などでお預かりします。原則7日以内。利用料の一部を町が負担します。保護者の疾病などで急にお子さんの養育が困難になるなどのお困りの時に、まずはお電話ください。

#### ・児童家庭支援センター「虹の丘」

加古川市内にあり、養育に関する相談対応をしています。

[各種サービス(保育所一時預かり以外)の問合せ・申込(保育所一時預かり以外)先] こども課 ☎492-9155

#### ・ファミリーサポート事業

子育ての手助けをしてほしい人と、子育てをお手伝いしたい人が、お互いに会員になって地域で助け合う事業です。

#### ・一時預かり保育事業

用事がある時やリフレッシュしたい時などに、いなみっこ広場でお子さんをお預かりします。事前登録が必要です。

[問合せ・申込先] いなみっこ広場 ☎497-7100

### 町の各機関の相談窓口

- ・親子の交流・乳幼児の子育て情報 いなみっこ広場 ☎497-7100
- ・保育所・母子家庭・その他 こども課 ☎492-9155
- ・妊娠・出産・育児 すくすく子育てサポートセンター ☎492-9154

